



## 子ども手当の手続きはお済みですか？

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が公布され、10月から平成24年3月までの子ども手当の制度が決まりました。

子ども手当の支給月が平成24年2月となっていますので、事務処理の都合上、**12月28日(水)まで**に請求を行ってください。

### ▶ 支給対象者

いの町に住民登録（外国人登録）をしている中学校終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方（児童養護施設の設置者や里親等も含まれます）。

### ▶ 支給金額

- ・ 0～3歳未満(一律) 15,000円
- ・ 3歳～小学校終了前  
(第1子・第2子) 10,000円  
(第3子) 15,000円
- ・ 中学生(一律) 10,000円

### ▶ 手続きに必要な物

- ・ 印鑑（認め印で可）
- ・ 請求者(主たる生計者)名義の金融機関の預金口座番号
- ・ 請求者(主たる生計者)本人の健康保険証の写し
- ※児童がいの町外に住所を有している場合、別途下記書類が必要です。
- ・ 別居監護申立書
- ・ 児童の世帯全員の住民票（本籍・続柄入り）

### ◎ご注意ください

10月1日以降の児童の出生、転入等により新たに申請を行う方は出生日又は転出予定日の次の日から数えて**15日以内**に窓口での手続きが必要となります。

その他、支給要件等詳細につきましては町民課までお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 町民課

☎ 893-1117



## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

**後期高齢者医療被保険者の方で、世帯員全員が住民税非課税世帯の場合、入院時の自己負担額及び食事代が減額されます。**

**現在、入院中の方やこれから入院を予定されている方は、お早めに手続きを行ってください。**

### ▶ 申請に必要な物

- ・ 印鑑（認め印で可）
- ・ 該当される方の健康保険証
- ・ 代理で申請される場合は、運転免許証等の本人確認の書類が必要です。

▶ お問い合わせ 町民課

☎ 893-1117



## 介護保険住宅改修費の受領委任払い制度を開始します

**12月1日から、償還払い方法に加えて、受領委任払いの支給方法が選択できるようになりました。**

介護保険では、要介護・要支援認定を受けた被保険者が、身体の状態に応じて、住宅改修を行う場合に費用の9割を支給する制度があります。

従来は、「償還払い」が原則となっていました。が、いったん費用の全額を事業者を支払うため、一時的な負担が大きくなる場合があることから、「受領委任払い」を導入し、利用者の支払いを1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するためのものです。

### 制度利用にあたっての注意事項

- ・ 住宅改修は工事前の事前申請が必要です。
- ・ 被保険者は事前申請時点で、要介護・要支援認定を受けていることが必要です。

■ 償還払いとは 被保険者が費用の全額を事業者を支払い、申請をすることで9割分の支給を受ける方法

■ 受領委任払いとは 被保険者は1割分を事業者を支払い、9割分は町が直接事業者を支払う方法

▶ お問い合わせ ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810



## “ICですか” 第8回チャージキャンペーン

株ですかでは、右記期間、「ICカードですか」にチャージ（現金入金）された方を対象に、高速バス乗車券や商品券の当たる【第8回ですかチャージキャンペーン】を実施します。

▶ 期 間 12月1日(木)～1月31日(火)

▶ お問い合わせ (株)ですか

☎ 882-6366

